

所在図・配置図 作成要領

所在図・配置図とは？

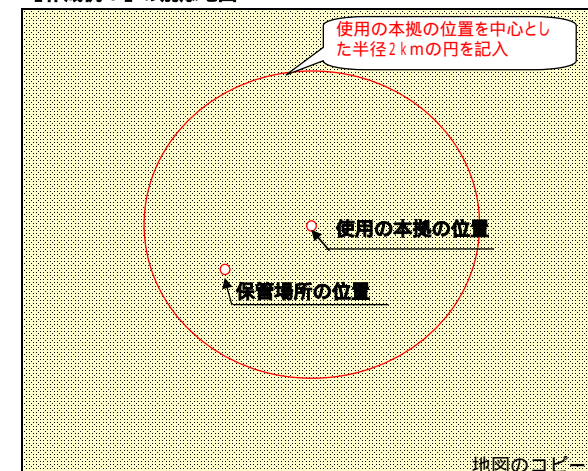
所在図	保管場所証明申請および届出を行うときに添付する保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示した図面のこと。
配置図	保管場所証明申請および届出を行うときに添付する当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した図面のこと。

所在図	配置図
<p>【作成例1】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば、地図のコピーでも可能です。この場合は、使用の本拠の位置を中心として半径2kmの円を記入してください。地図を添付する場合は、「所在図記載欄」に「別添地図のとおり」と記載してください。 <p>【作成例2】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記する必要があります。 <p>所在図の添付を省略できる場合がありますので、申請書・届出書の「備考欄」を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を記載してください。 立体駐車場などの高さ制限がある保管場所の場合は、高さも記載してください。 <p style="text-align: center;">配置図の省略はできません。</p>

【作成例1】

所在図記載欄	配置図記載欄
別添地図のとおり	

【作成例1】の別添地図



【作成例2】

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考
- 1 別紙として、地図のコピーを添付できる。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 - 4 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。